

この通信は、部会の様子をお伝えし、関連する機関のみなさまとの情報共有をめざして発行しています。



平成 29 年 6 月 21 日 **世田谷区自立支援協議会地域移行部会**を開催しました！

区内外から 54 名とたくさんの方に参加していただきました。ありがとうございました。

* 地域移行部会では、毎回テーマを設け、精神科病院に入院している方の地域移行に向けた支援の在り方や課題について検討しています。



*** 今回のテーマ ***

「退院後のすまいを考える～グループホームってどんなところ？～」

今回の部会では、地域移行コーディネーターの金川さん（サポートセンターきぬた）よりグループホームの基礎知識について、グループホーム世話人 天野さん（ちぐさホーム）・小松原さん（はるの邑）のおふたりから、グループホームの事業について、お話いただきました。その後「グループホームに関してもっと聞きたいこと、分からないこと、期待すること」についてグループと全体で話し合いました。



グループホームに関する基礎知識

長期入院者の状況と第 5 期障害福祉計画

国は、第 5 期障害福祉計画で **H32 年度末**までに 3.9～2.8 万人の長期入院者の地域移行を目標としている。この人数を **世田谷区の人口割で考えると、356 人分に該当**する。世田谷区では現在、第 5 期障害福祉計画の策定に向けた検討を行っており、長期入院者の地域移行に伴う基盤整備が課題となっている。

長期入院者数は、全国：約 185,000 人、東京都：10,858 人、世田谷区：488 人
(H25 第 4 期世田谷区障害福祉計画資料、H26 年度精神保健福祉関係資料 暫定値)

障害者総合支援法 障害福祉サービス：共同生活援助（グループホーム）

夜間や休日、共同生活を行う住居で、相談、入浴、排泄、食事の介護、日常生活上の援助を行う。

グループホームの支援：基本サービス(日常生活の援助) + 介護サービス

介護サービスは介護スタッフ（生活支援員） 通称「ヘルパー」が行う。その所属によって、【介護サービス包括型】と【外部サービス利用型】に分けられる。

【介護サービス包括型】...グループホーム職員の介護スタッフ（生活支援員）が行う。

【外部サービス利用型】...グループホーム内に介護スタッフはおらず、グループホームが委託した外部の居宅介護事務所等の介護スタッフがグループホームに訪問して行う。

東京都ではグループホームの利用期限別に【通過型】と【滞在型】の区別がある。

【通過型】：利用期限は概ね 3 年間で、その後単身生活に移行する。

【滞在型】：長期的な居住の場。





「ちぐさホーム」「はるの邑」の紹介

グループホームの全般について

対象：アパートでの独居に自信がない・親が高齢・家族から独立したい方

統合失調症・うつ病・不安障害・発達障害・双極性障害・身体表現性障害・性同一性障害などの疾病を有し通院治療を継続している方

メリット：孤立の防止・生活への不安軽減・共同生活による心身の安定

世話人（社会福祉士・精神保健福祉士・看護師）が生活の自立を支援する。

以下、グループホーム世話人のお話より抜粋

ちぐさホーム：全室個室（家具家電備え付け、台所・ユニットバス）・交流室（16時～18時出入り可）
家賃月1万円、利用料5000円（生活保護：家賃扶助相当分）、通過型利用期間2年（1年更新有）
月に1回ホームミーティング、世話人との居室面接あり 支援計画に沿って、受診同行・退所後の支援者との顔つなぎ、金銭・服薬管理、掃除・買い物・料理などサポートする。

はるの邑：木造2階建のファミリータイプ+1Rアパートのサテライトタイプ
原則世田谷区に住民票がある方が対象。通過型利用期間1年（最長3年）
個別の居室と食事・団らんの場の交流室がある。
月に1度利用者会、2ヶ月に1度食事会、その他行楽行事等があり。



「グループホームに関して、もっと聞きたいこと、 分からないこと、期待すること」グループワーク&質疑応答（抜粋）

Q. 対象年齢・疾患は？グループホームによって特色があるの？

A. 施設ごとに、設立当初の目標によって異なる。例）めぐハウス：若年層の社会的入院を防ごう、いちご living：発達障害者の生き方支援をしたい等。

Q. 入所面接の基準はあるの？

A. 入所前の入院期間は、半年から数十年と幅広い。施設の年齢・男女比の調整のため募集対象を絞ることがある。希死念慮、服薬拒否、他罰的でコミュニケーションの難しいケースは、一般的に入所が難しい。

Q. 卒業のタイミングは？単身生活に移行できるの？

A. 本人のモチベーションが上がったとき。2～3年で単身生活に移行できる人が多く、再入所は少ない。スタッフへの暴力行為により強制退去を行ったケースもあり。

Q. 世話人としての心構えは？

A. 本人の自立を促すため、出過ぎないように支援計画にそって、必要最低限の生活援助を行うこと。利用者の表情や話し方の変化を見るとやりがいを感じる。

その他...課題・ご意見

家族より「滞在型」申請の要望があるが、利用者の高齢化、末期がん患者の利用者が多い。利用者死亡後のスタッフのメンタル支援、空室・交流室補助金がない等、運営上の難しさがある。

入院中の方が「病院は楽」との考えから、「地域で自分らしい生活を送りたい」と思えるような動機付けが効果的！！病院で退院できないかも？と思っていた方も地域移行できた事例あり。

地域移行部会では引き続き、精神科病院に入院している方への退院促進に向けた支援のあり方や課題を検討します。次回の部会も、皆様のご参加をお待ちしております。 取り上げたいテーマや事例などありましたら、下記までご連絡ください。

事務局

世田谷保健所健康推進課こころと体の健康担当

世田谷区障害福祉担当部障害施策推進課事業担当

電話 03(5432)2947

Fax 03(5432)3022

電話 03(5432)2387

Fax 03(5432)3021